

会 議 記 録 (1)

会議名称		北本市第三次障害者福祉計画策定委員会 第3回委員会
開会及び閉会日時		平成28年11月25日(金)午後2時00分(開会)～午後5時00分(閉会)
開催場所		文化センター 第3会議室
議長氏名		加藤潤一委員長
出席委員(者)氏名		加藤潤一委員長、木下大生副委員長、岩崎雄一委員、長島幸枝委員、関根秀行委員、甲斐田よし子委員、長岩 透委員、長谷川由美子委員、関根孝明委員
欠席委員(者)氏名		岡野貞子委員、横田 清委員、平尾良雄委員
説明者の職氏名		福祉部障がい福祉課課長 平井 巖
事務局職員職氏名		福祉部障がい福祉課課長 平井 巖 福祉部障がい福祉課相談支援担当主幹 春山政寛 福祉部障がい福祉課相談支援担当主任 赤塚美和
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議事 (1) 第2次計画評価の妥当性の検討 (2) 第3次計画における目標設定 4 その他 ・次回(第4回策定委員会)の日程について ・その他 5 閉 会	
配布資料	・ 委員会次第 ・ 策定委員会委員名簿 ・ 資料1 第二次計画の実施状況 ・ 資料2 第二次障害者福祉計画実施状況評価への意見集約 ・ 資料3 第三次計画の目標シート ・ 資料4 第三次障害者福祉計画(骨子構成案)	

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	1 開会（一略） 配布資料について確認 2 あいさつ（委員長） （会議の公開について →異議なし） 3 議事
委員長	（1）第2次計画評価の妥当性の検討 まず資料4をご覧ください。前回、「第1部 障がい者福祉の基本的な考え方」にある計画の基本理念、計画の基本方針について、みなさんから了承をいただいた。 本日は「第2部 各論」の第二次北本市障害者福祉計画の進捗状況について、みなさまから意見をいただきたい。また、基本目標の個別目標を方向性として意見をいただきたい。本日の会議でいただいた意見を事務局で整理し、文言を整理し、次回の策定委員会で公表する。 アンケートについては、実施結果がまだ出ていないので、こちらも結果を踏まえて、次回に意見をいただきたい。アンケートだが手違いがあった。事務局から状況を報告してほしい。
事務局	1,400件発送したうち、精神障がい者アンケートの一部に誤送付があった。死亡者、期限切れの方など、非該当者約50名に送付してしまった。誤送付者に謝罪し、新たな対象者を再抽出し依頼している状況にある。
委員長	アンケート集計に時間がかかっている要因として理解いただきたい。
事務局	（資料1、資料2 説明） ・進捗評価について ・個別目標の設定について ・委員からの意見を紹介 <第1章 1 権利擁護や理解・交流の促進>
委員A	「1. 成年後見制度」だが、高齢者も障がい者も、判断能力が欠けてくるため必要になると思うが、親がいる知的障がい者の場合、20歳になったら取ることが法律化されている。しかし、障がい者で成年後見制度

会 議 記 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	を利用する人が出てこないというのは、急ぎ必要ではないからということと、親が亡くなり相続問題が起こったときに取る人が大部分だろう。市では、今現在、成年後見制度を取る人は何人くらいいるのか。相続問題があった時、必ず市では成年後見を取らないと相続はできないと伝えていると思うが、実際にそういった話はあるのか。伝えていないから、利用する人がいないのか。 お伝えはしており、1件話が来ているが、具体的には話が進んでいない状況だ。今後、障がい者が高齢化し、親が亡くなったときに成年後見は重要になり、必要な制度だ。市としては、後見人が見つからない人に対して、申立費用の補助制度を行っているところだ。後見人が見つからない人については、市長が代理で申立を行なうとしている。
委員B	成年後見制度について、表記が不足している。ひとつは市として成年後見制度のPRや制度理解を広める活動が不足している。もうひとつは、市長の後見とは市長申立のことで、二親等以内の方がいない単身の方については、市長の職権で成年後見制度の申し立てを裁判所に行うという要項がある。表記が不足しており、申し訳なかったが、成年後見制度の理解を広めるということと、権利を守るために職権で市長が申し立てをするという2つが制度としてはあるが、市長の権限で申し立ての実績がないという現状だ。ある意味では、そういった追い込まれた状況の人が実績としてはないが、啓蒙活動は市としての取組みは強化しなければならない。
委員A	よくわかった。
委員C	「5. きたもと福祉まつりの充実」だが、委員意見として「評価が高すぎる」とある。社協の立場から申し上げると、福祉まつりは実行委員会方式で37団体が企画・実施している。障がい者団体等にも参加をいただき、社協だけが企画・実施しているわけではない。進捗評価はAだが、委員からの意見にはC評価もある。今後、福祉まつりを実施していくうえで、参考にし、活かしていきたいのでA評価とされた部分をお聞かせ願いたい。
委員長	福祉まつり全体に対しての評価ではない。障がい者福祉施策としての福祉まつりに、障がい当事者がどのくらい参加できているかという視点だとA評価にはできないと思う。お祭りとしての評価は高いが、あくまでも障がい者福祉施策と考えたときには、障がい当事者が参加できるか

会 議 記 録 (4)

発 言 者	発 言 内 容
	たちや、社会性のあるメッセージを打ち出せるような機会があると、さらに良いものになると考えている。
委員C	「2. 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）」だが、障がいによる判断の不可や、知的障がいなどで自己判断ができない人への金銭管理を支援している人がいる。県の事業として認識しているが、現在約15件の利用があり、増加傾向にある。広報の仕方だが、年1回社協だよりもに掲載するほか、ケアマネジャーに制度を周知している。また市内4か所の地域包括支援センターにも周知しており、周知活動としては、ある程度実施していると認識している。
委員長	こちらについても、障がい分野から見た時には不十分に思う。周知活動にしても、介護保険側の制度になっている。例えば、市内のNPO法人手をつなぐ育成会とスキップで相談事業を実施しているが、そういったところからあんしんサポートの発信がなされているかということ、委員の実感としてはない。障害者福祉施策として有効に活用できるような情報提供が実感としてない。
副委員長	「6. 市職員への啓発の推進」だが、今年度から合理的配慮も加わり、実感として市の中でどの程度できたと思っているのか。計画の評価とは外れるが、市の自己評価を知りたい。そのうえで、市職員への啓発として具体的に必要なことや、検証の中でより必要なことが出てくるのではないか。
事務局	市全体として今年になってから研修を始めたところだ。差別解消法を踏まえ、市役所へいらした方には分け隔てなく接する必要がある、始めたばかりだ。以前は、職員向けの手話講習会などを開催していたが、いまはやっていない。いまのところ、障害者差別解消法の運営方針を作成し、全職員に渡しているが、どこまで読んでいるかは不明だ。
副委員長	枠組みができたことはすばらしい。実際に運用を始めて、浮かび上がってきた課題は何かあるか。
事務局	まだそこまで至っていない。新人職員には研修したが、職員全員への研修はまだだ。
副委員長	具体的な実務の中でできていないところが挙がってくると思うが、挙がってきた際に一番できていないところをやっていく必要がある。そう

会 議 記 録 (5)

発 言 者	発 言 内 容
委員長	した意味で様々な研修が必要になるだろう。研修が形骸化しないように実のあるものにしてほしい。実際に市民に返っていくような研修ができたらいと思う。 合理的配慮もそうだが、優先調達法も実際にはできていないという実情が多い。 第1章 1 権利擁護や理解・交流の促進については、以上でよい。 学校教育課の取り組みについて、話したいことがある。学校教育で交流授業も行われており、障がいのある子どもと一緒に学校生活を送ることが増えた。交流授業は素晴らしいことだが、子どもたちには特別な機会にしかなくない。市内に特別支援学級を全校設置することを受け、もう少し当り前のことになると障がい福祉の理解に進むのではない。反面、運用がよろしくない。全校に設置されたにもかかわらず、情緒はこちら、身体はこちらとされている。障がい種別による特殊性はあると思うが、小学生ということを踏まえ、通学区の学校に当り前に通える社会を作ることが非常に大切だ。担当教員の技量不足の学校もみられる。そういったところを学校教育課には調査、管理をお願いしたい。
委員A	<2 地域福祉活動・ボランティア活動の促進> そもそもボランティアに声をかけることは難しい。手をつなぐ親の会でも集まってくれるボランティアは皆無だ。子どもが小さい時には社協からボランティアをお願いしたことが多々あった。社協でボランティアを育成するということをフォローするという意味で、意見を提出した。
委員C	社協では様々なボランティア研修を開催しているが、需要が多いところでやっている。毎年、企画を考え趣向を凝らしているが、若い人が集まりにくい。参加者数も多い時で10～20名だ。フォローアップについては、アンケートで意向を把握し、ボランティア登録制度を利用している。個人・団体問わずボランティア登録を働きかけている。
委員D	精神保健福祉ボランティアの養成には社協にお世話になっている。毎年、ボランティア講座に集まってくれた方が、かがやきの里のボランティアとして参加してくれるが、長続きしない。10～20名が受講しても、1人か2人定着すればよいほうで、ありがたいがもったいない。ハードだから続かないのかもしれないが、社協と相談しながらやっていきたいと思っている。

会 議 記 録 (6)

発 言 者	発 言 内 容
委員長	社協のボランティア育成が結びついているという認識が必要だ。
委員D	ボランティア講座は、直接活動に参加しなくても知る機会になり、啓蒙としても素晴らしいことだと思う。
委員E	< 3 社会参加の促進 > 障がい者のスポーツ指導員は必要と思う。北本市に専任者がいないのは残念だ。近隣市町村と比べると遅れている印象だ。そのために参加者も少なく、国体出場を狙う人や機会も育たない。現状はスポーツの機会を減らしてしまっている。身体を動かすきっかけになるレクリエーションを兼ねたようなスポーツをきっかけとし、小さいときから気軽に運動できる場を設けるべき。
副委員長	「2. 文化・レクリエーション活動の促進」についてだが、知的に障がいのある人の芸術活動（アール・ブリュット）が盛んになってきている。そういった動きがある中で、中心的にやっている人を呼び、北本市でも開催してみる機会づくりをしてはどうか。素晴らしい作品が多く出てきているので、まずは知ってもらうためにも開催できないだろうか。
委員長	北本市ではスポーツや芸術・文化的な活動の施策はほとんどない。知的障がいの分野ではアートが盛り上がっている中で、同時にスポーツも注目されている。様々な障がいスポーツが行われているが、北本市には指導員がいない。また文化的・芸術的活動にあたって、活動できる団体もない。そういった問題解決には補助金の創設なども考えてよいのではないか。スポーツ指導員の育成や文化的活動に市がどれだけ協力してくれるかなど、行政のバックアップがないと成立しにくいだろう。
委員D	昨年の障がい者団体連絡協議会でアート展を企画したことがある。
委員A	市内の支援学級では学校授業での創作物を展示する機会があるが、知っている人が少なく、観に来る人も少ない。身内だけになってしまうのは残念なので、大々的に開催してはどうかという意見があった。作品の保管や開催時の役割分担など、親の負担になりかねないうえ、教育委員会で実施していたものをそのまま開催するのはおかしいとなり、企画倒れになった。桶川のホットでは大々的に開催しているが、2年間の準備期間を設けているようだ。展示会も大規模なものなので、学校での展示物をそのまま持ってきて開催するようなものでは物足りないのではないか。作業所に行っているとなかなか作品づくりも難しい。そうすると自

会 議 記 録 (7)

発 言 者	発 言 内 容
	分たちは出られないとなるし、かといって、わざわざ作らせることも違うと思う。
委員E	障がい者施設や事業所だけでなく、学校教育課など様々なところと連携して、スポーツや文化活動でも委員を集めて、企画すればいいものができるのではないだろうか。
委員長	北本市には、アートや芸術ということで福祉施策がなされてこなかったことが、一番の足かせだろう。また後押しする団体もない。アートとは何だろうというところから議論が始まってしまう。それが北本市の弱さを示していると思う。
委員B	私は以前、あすなろ学園に（仕事として）いたが、20年以上前になるが、芸術活動などは利用メンバーで取り組んでいた。芸術活動をあすなろ学園の一週間の作業や日中活動のひとつとして行い、それがうまく販売品につながればと思う。ふれあいでもそういった活動をされていた。しかし、施設ごとに完結することは難しくなっている。いま、お話に出ていることは、もっと地域でという指摘だが、行政としては、過去も参考にしながら未来に向かって何か考えていければと思っている。市の事業として持つのは難しい面もあるので、課題や知恵を貸していただければ、何かしら行政とのマッチングがあるかと思う。
委員長	どう取り組んでいくかは市内の研修で、ないものを生み出す研修を。ぜひそういう方向でやってもらえると面白いだろう。
副委員長	まさに職員研修に入れていくとよいのではないか。もちろん合理的配慮は法に準じた対応をしていくという研修も必要だが、そこからさらに進めていくものも必要。障がい者の芸術や活動が盛り上がっているの、北本市のやり方でやっていければよい。軌道に乗るまでは行政主導で始め、その際の方法や仕組みを考えることも職員研修のひとつになるのではないか。それはぜひ検討してほしい。先ほど意見に出ていたように社協とのボランティアと結び付けるなど、仕組みは行政が作るべき。そういった前進出来る研修ができるとよい。 もう1点、パラリンピック、スペシャルオリンピックスの二つを混ぜて考えず整理し、具体的に考えたほうがよい。パラリンピック、スペシャルオリンピックスも一歩を踏み出す場合には、市の社会資源だけでなく、外部から専門家を呼んで勉強会を行うことも必要だ。

会 議 記 録 (8)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	補足だが、国体で金メダルを獲得している人もおり、個人も支援する。また全体としてレベルアップは必要なので、支援はしていきたい。
委員長	施策としては、川島町でスポーツ・文化芸術活動補助金がある。また東松山の社会福祉法人職員さんたちでカウントファイブという音楽活動を行っている。大きな法人が職員の活動をバックアップしているが、北本には大きな法人がないので、市が補助金なり活動費用の枠を取り、活動を希望する人たちをバックアップしないと難しいだろう。それをうまく解決したのが、川島町のスポーツ・文化芸術活動補助金だ。その補助金を使って、スポーツだけでなく料理教室などもあり多彩な活動をしている。そうした入口からでもまずは十分かも知れない。
副委員長	計画には、まず「やるんだ」ということを掲載すればいい。
委員長	どう取り組んでいくかは市内の研修で、ないものを生み出す研修を。ぜひそういう方向でやってもらえると面白いだろう。
委員B	確かに福祉施策は国の制度に基づいた制度になりがちだが、本日の議論で、地域の文化活動について当事者ニーズがある事がわかった。行政として、北本でそういった場をつくっていきたい。本日の意見を持ち帰り考えたい。鴻巣ではスポーツまつりをやっていたと思うがどうか。
委員D	「障がい者記念の集い」を社協が中心になって実施している。スポーツはなかったと思うが、体験発表などをやっている。
委員B	市でバスを出して、熊谷の「彩の国ふれあいピック」に市内の障がい者と市職員が出かける時代もあったが、参加者が減りやらなくなった。市としてもマッチングしていかないと、参加人数が少ないと予算も削ることになってしまう。今日いただいた意見を持ち帰って検討したい。
委員長	我々も市が制度維持しやすいに積極的に参加することが理想だ。要望だけでは、予算を組んでも参加しなけりばできなくなってしまう。 芸術や文化は意識を高く持たなければならない。具体的な例だと、今年からバス代が無くなり、市からバスを借りられなくなった。
委員D	精神障がい者家族会支援で行なっているバス研修旅行のバス代を市が補助してくれていたのだが、今年からバス研修旅行の予算が減り、無くなってしまった。市の財政が厳しいことは理解しているが当事者たちは非

会 議 記 録 (9)

発 言 者	発 言 内 容
委員長	常に残念に思っていた。 せっかく市でバスを持っているので、使わせていただけるとありがたい。そういうところで減らすよりは、他で効率的にお金を使うことを考えてほしい。 <第2章 1 予防・早期発見の推進>
事務局	委員長から、縦割り行政、子ども課、障がい福祉課の連携がとれていないのではないかというご意見があった。委員Gからのご意見で健診に手話通訳者がいない、委員Dからはどこまでできているのかという疑問もあった。
委員長	内容は充実していると思うが、子どもの早期発見、年齢が上がると、課の縦割りを強く感じる。情報の共有も深くできているとは思えない。ご意見もあったが、相談体制の充実が実施状況のとおりならいいのだが、日常生活の中での体制としては弱い。くらしと心の総合相談会のようなものは日程が限られる。まずは相談に行ける場所が必要。 <第2章 2 医療・リハビリテーションの充実>
事務局	委員長の意見で、市内に医療施設が十分ではない。発達支援センターについても、保育所の訪問支援ができていない。委員Dから、精神障がい者の医療助成。
委員A	地理的な問題で、車で行けば便利だが、親が精神的な負担が大きい。自分の症状を訴えられないのが問題。鴻巣市に、市が委託している専門の歯科がある。ただ北本市民は、現時点は利用できないらしいので使えとうれしい。乳歯だと放置する親もいるが、本来はちゃんと治療すべき。近場で治療ができるとありがたいが。
副委員長	知的障がいを専門研究している。医療の確保の難しさは従前からの大きな課題。対応医療機関をどう増やしていくか。障がいがあると門前払いというところがある。北本市ではどうか。
委員長	かかりつけ医なら診てもらえるが。
副委員長	どうやって診てくれる病院を増やすか。待っていても増えてはいかな

会 議 記 録 (10)

発 言 者	発 言 内 容
	い。自治体、親や支援者が本気に働きかけていくことが重要と思う。現状の課題を受け止め、共有したい。すぐに市で取り組むのは難しいだろうが。
委員D	高齢者は訪問で歯医者や理美容があるが、障がい者向けにはないのか。
委員長	認知度が高くないのでは。
副委員長	自治体が中心になり、社会資源をつくっていこうという声を出していくことが重要。
委員D	支えあうコミュニティづくり、共助についての市の講演会を聞いた。財源は介護保険とのことだったが、居場所づくりを高齢者のみでなく、精神障がい含めてやれないものか。
委員長	どう縦割りを乗り越えるか。
委員B	福祉部長の立場から。行政的にはハードルがかなり高い。縦割りを感 じるエピソードというか、あすなろ学園やふれあいの家に嘱託医を置か ないといけないうちに、医師会経由でお願いしたところ受けてくれた。毎 月の健診が苦手な利用者もいるが。地域の医師ともつながりができると よく診てくれる。医師会との関係は行政が入らないと。年間の補助金を 用意するのは難しいが、医師会との調整などを課題に。
副委員長	歯科医、理髪店など、職能団体に行政が働きかけると、確保がかなり 容易になると思う。行政しかできないこと・行政が動くことで始まるこ とは多い。行政しかできないことをバックアップいただけるといろいろ な資源ができると思う。
委員B	幹事会があるので、この話は委員会にもって帰りたい。
委員長	北本市は比較的このあたりは充実している。そこを上手に使えば。 委員Dの意見にあるように、精神障がいの医療は課題。
委員D	県単位で動かないと難しい問題。

会 議 記 録 (11)

発 言 者	発 言 内 容
	<第3章 1. 相談体制・情報提供体制の整備>
事務局	委員長から、サービス支援担当者会議ができていないなど、手厳しい意見があった。委員Aから、相談支援についてもPRが足りない。委員Gからは手話講習会や要約筆記の派遣の工夫、聴覚障害者相談員など。委員Dから、精神障がい者のサロン運営の経費補助について。 相談支援事業は2つあり、サービス利用計画の作成（ぼぼろ、すきっぷ、児童発達支援センター）、相談支援事業（夢の実、一粒）。以前は、あすなろとふれあい、運動会を一緒にやるというのあったが。市から声をかけていきたい。ICTは最新技術、ビッグデータ利用、メール配信などできればと思うが、実状は充分できていない。
委員長	まず相談体制・情報提供体制の整備というところでご意見をお願いしたい。相談支援事業の認識にずれがあるのでは。いま3事業者が受けているのは、計画相談支援で、その他に一粒や夢の実のような一般相談。 私の意見だが、サービス担当者会議、報酬の支給要件でやらないといけないはず。一般相談が相談支援の核であり、市の理解は不十分。地域に根差した相談支援事業ととらえるように。総合支援法の、支給決定に限ったという認識を改めないと。移行支援と一般相談支援をあいまいにしてはならない。自立支援協議会が市で単独設置されていないのが問題。相談支援は今後さらに重要なので充実をはかってほしい。
委員B	「7 身体障害者相談員・知的障害者相談員」の相談員は2名ずつ配置とあるが、近年相談事例がないとあるが。
事務局	元々県がやっていて市に下りてきた事業。ここ2～3年は相談件数がない。PRが不足。
委員A	昨年度はなかったが、今年は実際あったのでは。
事務局	認識不足だった。
委員E	非常にあいまい。当事者としてわからないと意味がない。どこが窓口で何をしてくれるか一般の市民としてわかりにくい。それでは福祉ではない。きっかけをどこに作り相談してよいか、親の多くはわかりにくい。整備されても高齢の介護者や親は知らないままで利用しない。知られなくては政策ではないと思う。

会 議 記 録 (12)

発 言 者	発 言 内 容
副委員長	どのようになれば、どのように周知すれば、わかりやすくなるのか。
委員E	高齢介護は一覧表をもらえる。昼間預けたいならこれらの窓口、入所は、福祉用具を借りたいならと、日々の生活に困っていたらどこにアクセスすればよいか分かる。それが障がい福祉課にはない。相談を聞いてくれるのか預かってくれるのか。1つひとつのサービスについてどこが対応しているのか、そうした情報があれば。住所と電話番号だけの事業所一覧だけでは何をしてくれるのか分からない。
委員長	北本市の経緯が大きい。もともと北本市立で始まった施設もあり、指定管理者施設は上という位置づけで他の民間事業者とフラットではない。北本市立児童発達支援センターもそう。利用者の計画しか作成しない。再構築や抜本的な取り組みをせねばならない。
委員F	就労移行支援の事業者として。就労関係でない多くの相談が寄せられる。ホームページや市においてあるパンフレットをみてという、利用に結びつかない多くの相談に対応している。ちゃんと聞いてもらえないから電話した・来たというケースが多い。入り口できちんと交通整理ができるといい。
副委員長	素朴な疑問として、行政が情報整理するのは難しいことなのか。高齢者向けはできているのなら、大きな問題がないならすぐにでも実行すべき。
事務局	一覧表ができていないのは、市で作っていない、やれていないから。
副委員長	せっかくいろいろ整っているのに、利用に結びつかないのはもったいない。計画にのせなくても改善できると思う。
委員B	これは障がい福祉課が持ち帰って、整備をしないとイケない。委員長からあったように、親の要望などを受けて市直営でスタートした経緯がある。ニーズが増えて、ここ数年で民間事業者もやっと参入してきた。公立優先ということではない、指定管理者だけでなく民間も含めたサービス提供の情報をまとめて資料づくりを早急に準備したい。
委員長	相談支援事業者が十分に機能していない。現場からは行政に問題があると聞く。委員Eの事前意見のように「テリトリーが共通であれば必要ない」ということもある。あらためて相談支援事業者の在り方を考える

会 議 記 録 (13)

発 言 者	発 言 内 容
	必要がある。また、赤字事業なので、しっかり支える仕組み作りも必要。できている市町村もあるので、なんでという感覚。
副委員長	障がい福祉課は懸命に取り組んでいるはずなのに、市民からちゃんとやっていないように思われるのはもったいない。かみ合うようにさえすれば、感謝されるようになるはず。
委員D	委員Eからどこの事業所が何をやっているかという意見。鴻巣北本地域自立支援協議会の精神部会では、精神の部分で、マップを作ったり、課題を洗ったりしている。精神部会版を北本に作らないと。委員長の話で認識した。
副委員長	行政主導でなくても。利用者が作業部会を作って、土台を作るのも現実的。
委員D	行政がバックアップしてくれないと。そこがキーポイントかと思う。平成18年に自立支援法、北本市には通所施設しかなく、鴻巣と一緒にスタート。特に精神は済生会鴻巣病院が大きな資源で、ずっと依存していた。いまは民間事業者も参入。精神障がいの包括的なケアについては、市完結でなく広域的な資源が必要になることは承知して欲しい。
委員長	いいところを寄せ集めて、当事者が困らない体制が一番。縦割りでもみながいい形に。
	<第3章 2 生活支援サービスの充実>
事務局	委員Gから、視覚障がい者のガイドヘルパーを増やして。委員Dからは福祉タクシーでの要望。委員Eから、入所施設について。グループホームは1か所だけ。短期入所もない。生活介護は市としてもどうにかしないとらないと考えている。
委員長	意見のある方は。精神障がい者への補助が足りない。問題提起。
	<第3章 3 サービスの利用支援>
事務局	(説明)

会 議 記 録 (14)

発 言 者	発 言 内 容
委員長	社協の第三者委員会について。県社協の第三者委員会に苦情をあげた利用者がいて、結局たらい回しになったと聞く。県社協の第三者委員会について知っている人がいれば。
委員C	生活介助、利用者から苦情があれば。こちらにあがってきていないように思うが。
委員長	県社協で実施している事業。
委員B	公設民営、民間も、どちらも苦情相談員制度は持っていて、それでうまくいかないときに県社協。指定管理者なら市は苦情の状況を把握できるが、民間では。
委員長	運営適正化委員会、重要事項で説明されるが、実態は定かでないがうまく機能しなかったよう。
委員B	障がい福祉課として、今日の議論でそういうことがあったと情報をお預かりしていく。
	<第4章 1 障がい児保育・就学前教育の充実>
事務局	委員長から、療育等支援事業は市がやるべきではないか。委員Aからは専門家の関わりについて。児童デイサービスは、就学前。
委員長	児童発達支援センターは、法律で設置条件が決まっているが、活動していないという認識。早く見つけてあげることに注力していくことが大事。
委員B	療育センターについては、2、3年前に指定を受けて移行した。前身は市単独の就学前の通所施設、あけぼの園。県内でも珍しい施設。移行したが、新たな機能を含めた充実には課題はあると思っている。
委員長	ほか意見は。ないようでしたら次へ移る。
	<第4章 2 学校教育の充実>
事務局	委員長の意見で、学校と地域との連携ができていないのでは。委員Gより、手話の教育をすすめてはとの意見。委員Eの質問、児童デ

会 議 記 録 (15)

発 言 者	発 言 内 容
委員長	イサービスは市内4つ、12月から1つ増えて5つになる。市営を障害児学童保育室とっている。まだ待機者がいると聞いている。 教育委員会の壁は厚い。個別に先生と立ち話程度はするが、支援会議に先生がでてくることは皆無。文部省と厚労省と平成24年4月18日付の事務連絡通知があり、市として、障がいのある子どもの支援・育成を真剣に考えてほしい。児童デイサービスは放課後デイサービスに名称を直してほしい。北本市はこれで事業所余り。待機者というのも特殊な事例で、障がいが重い、高度行動障がいなどで事業所側が断っているというのが実状にあっていると思う。 学齢期の支援は子どもの奪い合いが起きている。質の向上、担保は市がコントロールすべき。今後どうしていくか考える必要。すきっぷが指定管理事業者、定員が割れてまで指定管理でやるのか。今後市内で生活介護等が出てきた場合に、行政として考えてほしい。 <第5章 1. 雇用対策・就労支援の推進>
事務局	市の採用、雇用率は昨年クリア。市に就労支援センターを作っている。委員Gからの意見で、市の職員で採用されているのは肢体不自由がほとんど。聴覚等の採用も課題。
委員長	税金が施設維持に使われているのは問題。日中活動事業所として工賃をどう稼ぎ出すかを考えると、高い方が当然人気、これを保護するようなことであれば適切な競争が生まれない。 近隣に比べて、就労支援事業所が少ないという意見。市の窓口が市や関係する就労支援事業所が、どのようにとらえているか、精査する必要あり。北本市が雇用促進のためにどんなフレームをつくっていくか、課題である。 <第5章 2. 福祉的就労の推進>
事務局	市内では、あすなろ学園。委員意見にもあったが工賃アップが課題。県では2万円を目標に。かい離あり。A型は市内にはない。B型だけ。就労支援事業所のお墨付きがないとB型に入れない。
委員C	テレビで観たことがある。農福連携。農業の担い手、就労の場として全国いくつか実施されているようだ。今後10年の計画なので、そうした施策の可能性を検討する必要があると考える。

会 議 記 録 (16)

発 言 者	発 言 内 容
委員長	働く場の拡大は考えていかないと。農地の近くに通常は施設が作れない。市街化調整区域内での施設の設置を考える必要があるのではないかと。川越市の「にじのいえ」の事例がある。
委員B	北本市は農地の部分で、農地法など二重の枠がかかって、かなりの制約がかかっている。調整区域の開発は公共施設でも難しい。白地はほとんどない。
委員D	鴻巣の翔裕園は、観光農園として、いちごやブルーベリーのため農地を借りたと聞く。農林省からの融資もあったようだ。北本市も空いている農地はたくさんあるので、うまく利用したら。働ける場所を作るのも大事。
	<第6章 1 福祉のまちづくりの推進>
事務局	委員Gからは、バリアフリー・ユニバーサルデザインとしては点字ブロックなど不十分なところもあるのではという意見、委員Dからはバリアフリー、ソフト面について、委員Eからもソフト面への充実について。
委員長	ほかに意見は。 (意見なし)
	<第6章 2 住環境の整備>
事務局	委員Gからは、バリアフリー、それぞれの障がいにあった設計について。グループホームな市内に1つ。どうにかならないかという意見もあった。
副委員長	グループホームが1ヶ所はたしかに少ない。計画の中に、いつまでに何か所と目標はうたうのか。
事務局	数は障害福祉計画にて推進する。
委員B	障害福祉計画の数値を達成していない、喫緊の課題である。
副委員長	増えていかない理由は。

会 議 記 録 (17)

発 言 者	発 言 内 容
委員長	指定管理をやっているので事業所が育っていない。土地が高い、事業者がどうがんばってもペイしない。高齢者住宅、民間空き家や空き小学校の活用、私有地の活用などが考えられる。 ＜第6章 3 防災・防犯体制の確立＞
事務局	委員Gから、障がい者向けのパンフレット作成希望。委員Eから、福祉避難所が2か所だと足りない。病院の受け入れ体制。協定は結んでいるが足りるかは別の話になる。
委員長	委員Gの意見にある、行政からのファックスが届かないのは把握しているか。
事務局	ファックスはしていると思うが、いっていないのかもしれない。確認する。
委員B	昨日、北本市の防災計画の検討会議があった。要援護者制度をつくり順次周知していく。福祉避難所についても整備。
委員長	第2次計画評価で課題が浮き彫りになったと思う。場合によってはいただいた意見を精査し、計画に反映したい。 (2) 第3次計画における目標設定
委員長	このような柱で作ったらという、各分野5つ程度。事務局へメール・ファックスなどで集約することとしたい。
事務局	通知する。
委員B	本日の個別施策に係る意見は反映したいが、10年計画なので表現はある程度包括的になる。
委員C	市の計画と位置付けるべきで、担当課が社協や県社協というのはどうか。また、資料4のP11に「各主体の取り組み」とあるが、この委員会だけで書き込むのは不可能ではないか。
委員長	調整させてもらいながら、できるだけ多くの人の参画を実現したい。

会 議 記 録 (18)

発 言 者	発 言 内 容
委員C 委員長	ここまで書き込むなら市民の代表が委員会に入っているわけでも。理想だが難しいのではないか。 ご意見として伺っておく。 4 その他 副委員長あいさつ ・次回（第4回策定委員会）の日程について 後日通知 5 閉会
議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 H29 年 / 月 20 日 委員長 加藤 潤一	